

柏市業務継続計画（感染症編）

令和 4 年 5 月制定
令和 7 年 8 月改定

柏 市

目次

1	本計画で対象とする感染症	2
2	基本的事項	3
	(1) 策定の趣旨	3
	(2) 市の対応方針	3
	(3) 計画の適用範囲	3
	(4) 被害想定	3
3	感染症等と震災との違い	4
	(1) 感染症等と震災の特徴の違い	4
	(2) 感染症等と震災の業務継続計画の役割の違い	5
4	柏市感染症予防計画及び柏市健康危機対処計画との関係	6
5	業務の優先区分	7
6	発動に向けた基本方針	8
	(1) 業務実施	8
	(2) 分散勤務等の導入	8
	(3) 各所属における状況把握等	9
	(4) 業務継続のための感染症対策	10
7	計画の発動及び解除	11
	(1) 発動及び解除の方法	11
	(2) 発動及び解除の判断基準	11
	(3) 本計画発動後の業務量	11
	(4) 発動後の職員配置	12
	(5) 市民、事業者等への周知	14
8	計画の運用に向けて	14
	(1) 経験・知識・認識の統一	14
	(2) 点検・見直し	14

1 本計画で対象とする感染症

本計画では、感染症法で定める以下の感染症（以下「感染症等」という。）について対象とし、これらの感染症が発生した場合、本計画を活用し、市の業務継続体制の確保に努めるものとする。

【対象とする感染症】

①新型インフルエンザ等感染症

②指定感染症 ※1

③新感染症 ※2

④一～五類感染症

一類：エボラ出血熱等，二類：結核等，三類：コレラ等，
四類：A型肝炎等，五類：インフルエンザ等

※1 既知の感染症のうち，一～三類感染症・新型インフルエンザ等感染症に分類されないが同等の措置が必要となった感染症（延長含め最長2年）

※2 人から人に伝染すると認められ，即知の感染症と症状等が明らかに異なり，その伝染力及びり患した場合の重篤度から危険性が極めて高い感染症

2 基本的事項

(1) 策定の趣旨

感染症等の影響により一時的に庁舎が使用できない場合や出勤可能な職員数が制限される状況においても、感染症対応のため新たに発生する業務に対応しながら、市民生活の維持に必要不可欠な通常業務を滞りなく実施するため、柏市業務継続計画（感染症編）を定める。

(2) 市の対応方針

本計画の趣旨を達成するため、対応方針を次のとおりとする。

ア 市民の生命と健康を守ることを第一に、市民生活の維持に不可欠な業務を優先する。

イ 感染症等の拡大状況及び市職員の出勤状況等に応じ、通常業務の一部を縮小または休止し、優先すべき業務に職員を重点的に配置する。

ウ 本計画は、実際の状況等に応じ弾力的・機動的に運用する。

(3) 計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、市長部局（市立病院を除く）、上下水道局、消防局、議会事務局、教育委員会（市立学校を除く）及び各種行政委員会とする（市が実施する全ての業務とする。）。

(4) 被害想定

「柏市新型インフルエンザ等対策行動計画」における想定を参考として、市民の25%が罹患して、感染症等の流行のピーク時に、最大40%の職員が自身の罹患等により勤務困難となる状況を想定し、「流行のピーク時には平常時の60%の職員数で業務を行う。」という想定での計画とする。

【本市職員の想定勤務者数】

職員総数 (令和7年4月1日現在)	想定勤務者数(60%)
2,844人	1,706人

※ 消防局職員及び再任用職員を含む

※ 短時間勤務職員、会計年度任用職員及び外部派遣中の職員を含まない

3 感染症等と震災との違い

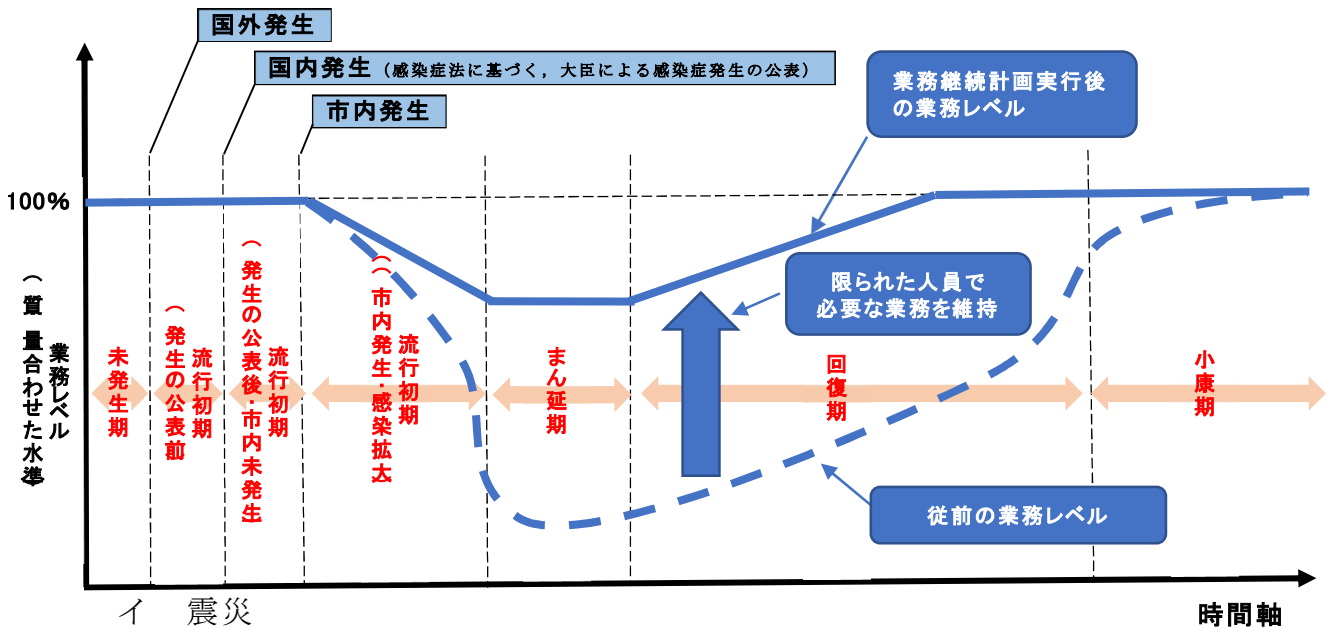
(1) 感染症等と震災の特徴の違い

項目	感染症等	震災
発生	海外で発生の場合は，国内発生まで期間があり準備が可能。	突然発生する。
直接的な被害の内容	主に人に対する被害。時間の経過とともに被害が拡大。	人に対する被害に加え，道路・鉄道・建物・施設・設備等への被害が大きい。
地理的な影響	被害が全世界，国内全域。	被害は地域限定的。被災地外からの支援が可能。
被害期間	第一波の期間が数週間から数ヶ月，その後の第二波，第三波による長期化の可能性あり。	最初の地震が最大被害であることが多く，余震も一定期間継続する。

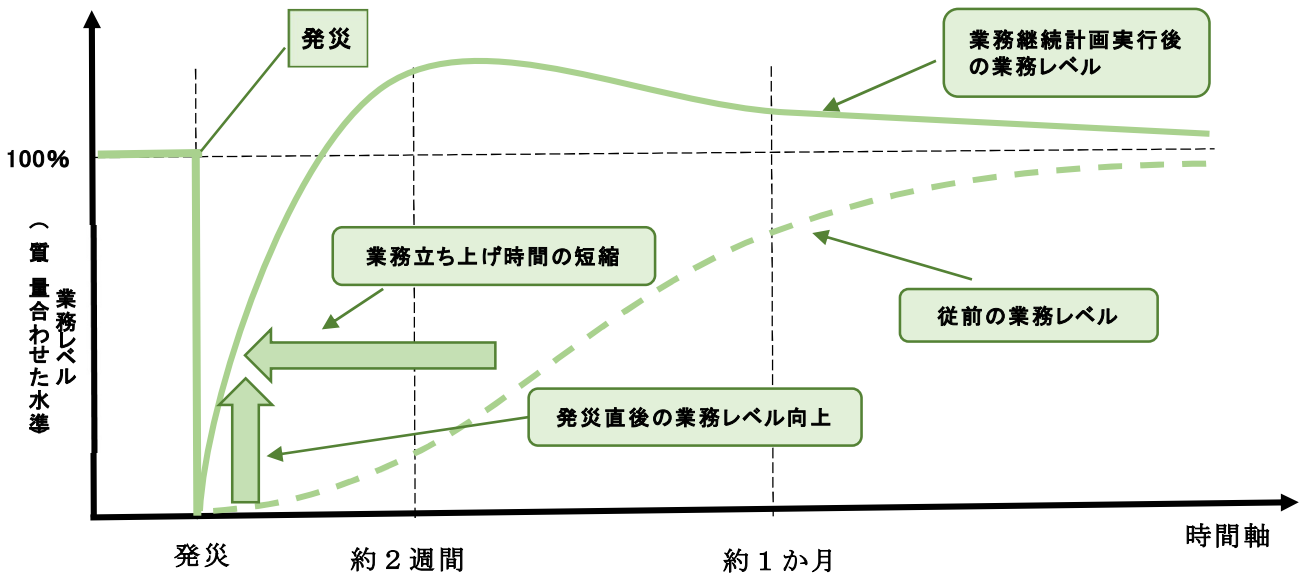
(2) 感染症等と震災の業務継続計画の役割の違い

ア 感染症等

感染症等による被害は、人的被害が広範囲かつ長期化することで社会経済に大きな影響があり、他自治体からの協力を得にくいことから、限られた人員により必要な業務を継続することが中心である。



震災による被害は、人的被害のほか、建物・設備など地域の生活・産業基盤全般にも及ぶことから、速やかに業務を復旧させることが中心である。



4 柏市感染症予防計画及び柏市健康危機対処計画との関係

柏市感染症予防計画（以下「市予防計画」という。）は、感染症の予防に関する基本的な方針や施策を示す計画であり、柏市健康危機対処計画（以下「市対処計画」という。）は、市予防計画の実効性を担保するため、平時における準備と健康危機のフェーズ（発生初期、発生初期以降など）に応じて、業務量・人員数の想定、組織・業務体制等を具体的に記載している。

市予防計画及び市対処計画（以下「両計画」という。）では、令和2～5年に流行した新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、流行初期（発生の公表後¹・市内未発生）から、1週目に市内感染者発生、4週目で新規感染者数158人／日、検体回収58件／日等のように急激に流行が拡大（第1～5波を大きく上回った第6波と同規模）することを想定し、流行初期（発生の公表後・市内未発生）から1か月間の業務量、及び、対応する最大人員数等について、数値目標を設定している

本計画では、両計画で想定する事態に対する方針についても、「7計画の発動及び解除（4）発動後の職員配置 イ特例対応（ア）市予防計画及び市対処計画による職員配置」で定めている。

¹ 厚生労働大臣による新型インフルエンザ等感染症等に係る発生の公表〔新興感染症に位置付ける旨の公表〕

5 業務の優先区分

下表に基づき、優先区分ごとに業務の分類を行う。

各所属の優先区分をまとめた「業務優先区分一覧」については、「別冊」²とする。

【業務優先区分表】

優先度	区分			内容
高	応急対応業務	A業務	「感染症等」対応業務	感染症等により通常業務に比して著しく業務量が増加する業務や新たに発生する業務
				該当する業務 ・感染症等に関する市計画で取り組むこととされている業務 ・危機管理上必要となる業務 ・感染症等に関する法律や国からの通知等により必要となる新たな業務 等
	通常業務	B業務	優先継続業務	業務を縮小せず優先的に継続する業務 ※国から法定業務の休止等の方針が示された場合は、その指示に従う。
				該当する業務 ・市民の生命、身体、財産を守るために継続する業務 ・市民生活の維持に必要不可欠な業務 ・市業務の基盤維持に係る業務 ・休止（中断，延期含む）すると重大な法令違反になる業務 等
低	通常業務	C業務	縮小業務	業務量の縮小が可能な業務
				該当する業務 ・対面業務等を工夫して実施する業務 ・「感染症等」対応，優先継続及び休止以外の業務 等
		D業務	休止業務	休止（中断，延期含む）が可能な業務
				該当する業務 ・多数の人が集まる業務 ・緊急性を要しない業務 等

² 別冊「業務優先区分一覧」は、組織改編，業務内容の追加や変更などに応じて、適時内容を更新していくことから非公表とする。

6 発動に向けた基本方針

(1) 業務実施

流行初期（発生の公表前）から流行初期（市内発生・感染拡大）における市の業務は、次の方針に基づき実施する。

ア B業務を漏れなく実施し、市民生活の維持に必要不可欠な行政サービスを継続する。

イ A業務を適切に実施し、市民の生命と健康を守る。

ウ 上記ア及びイの実施に必要となる人員が不足する場合は、B業務、C業務、及びD業務を一時的に縮小または休止する。

なお、感染拡大につながる恐れのある業務については極力中止する。

エ 上記ウを実施しても、上記ア及びイの実施に必要となる人員が不足する場合は、課室内（課室内で不足が生じる場合は部局内）で調整する。

(2) 分散勤務等の導入

国並びに県の方針等に基づき、感染症拡大防止及び業務継続体制の確保を目的とし、感染症等の流行初期（発生の公表後・市内未発生）以降には、通勤時や職場内における職員の感染リスクを低減させるため、テレワークや時差出勤等（以下「分散勤務等」という。）、人との接触を減らす取組みを積極的に進めながら業務を継続することが重要である。

感染症拡大防止及び業務継続体制を確保するため、各所属において、未発生期から分散勤務等に対応できない業務をあらかじめ把握し、対応方法を定めておく必要がある。

(3) 各所属における状況把握等

発動後の業務を適切かつ円滑に実施するため、各所属において次の状況把握等を行うこと。

区分	項目	内容
事前 (平時)	必要な資格・免許の把握	業務の実施に必要な資格・免許を把握しておく。
	業務のマニュアル化	担当職員が感染等により勤務できなくなることを想定し、A業務及びB業務を対象に業務のマニュアル化を進めておく。
	I C T 化の推進	担当職員がテレワーク勤務となることを想定し、相談窓口のオンライン化や申請書のペーパーレス化等、I C T 化を進めておく。
期) 事前 (流行初)	外部資源活用にむけた体制構築	外部資源活用のために必要となる仕様書のひな型の作成や委託の候補となる事業者との調整等を進め、本計画の発動後に速やかにA業務及びB業務を対象に委託等を行える体制を構築しておく。
発動時	職員の勤務状況の把握	各所属において、所属職員の勤務状況、人数、健康状況等を把握する。 ①職員は、勤務前の検温、健康状態の確認を行う。 ②感染症等により勤務できない職員またはその家族は、所属長に対して可能な限り早期に報告する。 ③所属長は、上記の報告に対し、勤務できない理由、職員自身の健康状態、家族の健康状態、復帰の目安（当該保健所指示等）を確認する。 ④勤務状況の全体集計を適宜行う。

(4) 業務継続のための感染症対策

業務を継続し，行政機能を維持するためには，市組織全体で感染症対策を徹底することが重要である。

国の方針に基づき，対策を適宜実施する。

対策例（新型コロナウイルス感染予防で行った対策）

- ア 職員個人の対策（検温，手洗い，手指消毒，マスク着用，咳エチケット，感染時の対応等）
- イ 勤務体制による対策（分散勤務等）
- ウ 執務環境における対策（配置の見直し（スペースの確保），消毒及び定期的な換気の実施等）
- エ 指定管理者等（協力要請等）

7 計画の発動及び解除

(1) 発動及び解除の方法

当該感染症対策本部の決定により、業務継続計画の発動（業務の縮小、休止）及びその解除を行う。

(2) 発動及び解除の判断基準

発動については、感染症等の拡大状況、職員の勤務状況、国・県及び近隣自治体の状況等を勘案し、総合的に判断する。

なお、C業務及びD業務の内容等は、職員の勤務状況等に応じ、弾力的・機動的に変更できるものとする。

解除については、小康期や外部資源の活用等によって、業務が遂行出来る状況等を勘案し、総合的に判断する。

(3) 本計画発動後の業務量

本計画発動後に各所属が実施する業務量は、対策本部が「業務優先区分の各割合³」と「平時における各所属の業務量⁴」から推定する。

³ 「業務優先区分の各割合」は「業務優先区分一覧（別冊）」より各所属の「優先区分の分類を行った全ての業務の数」と「優先区分の分類を行った各区分（A～D）の業務の数」から算出する。

⁴ 「平時における各所属の業務量」は各所属の「職員定数（兼務職員による増減も考慮）」と「時間外勤務の実績」から算出する。

(4) 発動後の職員配置

ア 原則対応

(ア) 職員配置の調整

A業務及びB業務の実施に必要な人員配置は、C業務及びD業務を縮小や休止（職員の勤務状況等によっては一時的なB業務の縮小や休止）し、課内で調整を行う。

課内で調整後、A業務及びB業務の実施に必要な人員が不足した場合は、部局内で職員を配置換えの上、対応を完結させることとする⁵。

例外として「これまでの感染症対策で経験のない業務、かつ、短期間（2週間以内）で完了しなければならない業務による一時的で急激な業務量の増加」又は「職場内クラスターの発生等、急激な職員の感染拡大による業務対応職員の減少」が発生したことにより、A業務及びB業務の実施に必要な人員が部局内で一時的に不足した場合に限り、部局間で調整を実施する。

a 課内調整

課内の調整は当該課長が決定する。

b 部局内調整

部局内の調整は当該部局長が決定する。

部局内の調整を行う際は「(3) 本計画発動後の業務量」で算出した当該部局内の業務量を基に、職員の配置換えを行う。

c 部局間調整

部局間で調整が必要な場合は、対策本部が指示する。

⁵ 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、新たな感染症への対応を強化するため、令和5年度に新たに健康医療部を設置し、保健所を健康医療部の内部組織として再編した。これにより、保健所が担う感染症対策についても、原則通り健康医療部内で職員を配置換えの上、対応を完結できる体制としている。

イ 特例対応

(ア) 市予防計画及び市対応計画による職員配置

特例対応は、本計画発動とは別に、対策本部で実施を決定する。

「4 柏市感染症予防計画及び柏市健康危機対応計画との関係」に記載の流行初期（発生の公表後・市内未発生）から1か月の業務量に対応する最大人員数等についての数値目標は、健康医療部職員106名、健康医療部以外からの従事職員100名、計206名と定めている。

この体制は業務繁忙時期や本計画発動時に実施する業務を考慮して、対策本部が部局単位で従事人数の割り当てを行う。

なお、割り当ては、「組織改編・定数変更」並びに「時間外等の業務時間の実績」を考慮して、平時から、対策本部の事務局となる危機管理政策課が毎月見直しを行う。また、速やかに外部資源の活用等を行い、体制移行から1か月以内に健康医療部内で対応を完結できる体制とするため、平時から健康医療部が研修や訓練等を実施する。

健康医療部以外の従事人数割り当てイメージ

部署名	グループ	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
企画部	対策総括班	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
会計課	対策総括班	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
議会事務局	対策総括班	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
監査事務局	対策総括班	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
広報部	情報管理グループ(以下「G」)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
危機管理部	庶務G	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
総務部	庶務G	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3
環境部	相談G	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
土木部	相談G	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
教育総務部	相談G	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
財政部	疫学調査G	6	10	10	11	11	11	11	10	10	10	10	10
都市部	疫学調査G	11	9	9	8	8	9	9	9	9	9	9	9
上下水道局	疫学調査G	8	6	6	6	6	5	5	6	6	6	6	6
学校教育部	帰国者・接触者相談センターG	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
経済産業部	入所・受診等調整G	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
農業委員会事務局	入所・受診等調整G	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
生涯学習部	入所・受診等調整G	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
福祉部	クラスター対策G	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
こども部	健康観察G	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
市民生活部	事務G	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
選挙管理委員会事務局	移送班	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
保健師8名を加えて合計100名		92	92	92	92	92	92	92	92	92	92	92	92

(イ) 部局内の調整

部局長は、「(3) 本計画発動後の業務量」で算出した当該部局内の業務量を基に従事する職員を決定する。

(5) 市民，事業者等への周知

柏市業務継続計画を発動及び解除した際には，市ホームページ，SNS，報道機関への情報提供など各種媒体を活用して，市民，事業者等へ広く周知を図り，業務の縮小，休止や市の体制移行等について理解と協力を求めるものとする。

また，高齢者，障害者等の要配慮者に対しては，関係機関と連携し情報提供を行うなど，情報格差の発生防止に努めるものとする。

8 計画の運用に向けて

(1) 経験・知識・認識の統一

本計画の実効性を確保するためには，普段からの業務経験・知識が重要ではあるが，単に業務経験・知識を持つだけでは十分とは言えず，職員一人一人が高い意識を持つことが重要となる。

また，感染症等が流行した場合には，従来の業務経験・知識だけでは対応できない事態が起こることも十分に考えられる。

こうした事態に備え，所属の業務をどのように行っていくのか常日頃から各所属等において「認識を統一」しておくことが必要である。

(2) 点検・見直し

本計画は，その実効性を維持・向上させる観点から，適宜，点検を実施するとともに，次の場合においては必要に応じて見直し（別冊のみの場合あり）を行うものとする。

- ア 感染症等に関する新たな知見が得られた場合
- イ 国・県から新たな方針や対策等が示された場合
- ウ 課題等を把握した場合
- エ 行政組織改編等が実施された場合
- オ 分掌事務，事務区分に変更があった場合
- カ その他見直しが必要な場合